

紹介受診重点医療機関の指定について

1 地域医療構想調整会議における協議

医療機関から「紹介受診重点医療機関の指定」の意向があった場合、地域医療連携推進会議において協議を行います。

協議に当たっては、医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準（※1）を参考とし、基準を満たし、意向と相違ない場合には「指定」します。

基準を満たさない場合は、医療機関からの基準達成に向けたスケジュール等の内容、及び基準未達の場合の活用水準（※2）を参考にし、意向と相違ない場合には「指定」、意向と相違ありの場合は再協議となります。

協議が整った場合は、紹介受診重点医療機関として、県がホームページで公表します。

※1

【医療資源重点活用外来基準】

初診に占める「重点外来」の割合40%以上 かつ 再診に占める「重点外来」の割合25%以上

「重点外来」とは、

- ①医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来など）
- ②高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療など）
- ③特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来など）

※2

【基準未達の場合の活用水準】（未達かつ意向がある場合は本数値を活用して協議を行う水準）

患者の紹介率：50%以上、逆紹介率：40%以上

2 協議の対象

- 岩手県立中部病院
- 社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院

※各病院の医療資源重点活用外来基準の状況は別紙のとおり。

3 協議のポイント

- ① 紹介受診重点医療機関指定の意向あり
- ② 基準を満たしている ⇨ 紹介受診重点医療機関となることを確認
- ③ 基準を満たしていない ⇨ 「水準」 + 「基準の達成に向けた取組を説明」 ⇨ 評価

(参考)

協議の進め方 (フロー)

